2026 年 11 月 2 日

ご契約者さま各位

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

揚水発電設備および蓄電池の特別措置における覚書締結の見直しについて

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社事業に格別のご理解を賜り，厚く御礼申し上げます。

このたび，揚水発電設備および蓄電池の特別措置（以下，「蓄電池特措」という）に係る損失率の覚書締結手続きにつきまして，手続きの簡素化ならびに効率的な運用を図るため，手続方法を見直すこととといたしました。
これに伴い，損失率に関する覚書締結手続きを下記のとおり変更いたしますので，ご案内申し上げます。

敬具

記

１．変更内容

【変更前】

蓄電池特措の適用にあたり，損失率を記載した覚書（【特措あり】揚水発電設備等が設置された需要場所の接続供給契約に係る覚書）を地点ごとに小売電気事業者さまと弊社との間で締結しておりました。

【変更後】

弊社からご案内する「特措希望確認書_v1.3」に記載の損失率に関する同意事項をご確認いただき，同意のうえ，特措希望確認書をご提出ください。

ご提出いただいた特措希望確認書の損失率に基づき，蓄電池特措を適用いたします。
なお，特措希望確認書の内容に不備がある場合に限り，弊社からご連絡いたします。このため，損失率に関する覚書の締結は不要となります。

２．適用開始日【適用日】

- 2026 年 11 月 9 日以降に弊社からご案内する新様式の「特措希望確認書_v1.3」より，変更後の手続きを適用いたします。
- 2026 年 11 月 8 日以前に弊社からご案内した様式の「特措希望確認書_v1.2」については，従来どおり，損失率に関する覚書の締結をお願いいたします。

３．既存の覚書の取扱い

本変更は 2026 年 11 月 9 日以降に弊社からご案内する案件を対象とするものであり，既に締結済みの覚書の内容および効力に影響を及ぼすものではございません。
また，本変更に伴う再締結等のお手続きも不要でございます。

本変更につきまして，ご理解とご協力を賜りますよう，何卒お願い申し上げます。

以上